

林業

森林整備地域 活動支援交付 金制度の延長

森林整備の促進を目的として平成14年度から18年度まで継続事業として取り組まれた本制度が、今年度から新規継続事業としてさらに5年間延長されます。

森林施策計画とは

・作成するのは誰？

森林所有者や森林所有者から長期施業委託を受けた森林組合などの林業事業体

・計画内容は？

5年間の具体的な造林・下刈等保育・伐採（間伐と主伐）の計画、40年間の大まかな造林・伐採計画など

事業説明会

◆日時

9月20日（木） 19時30分～

◆場所

役場本庁第2、3、4会議室

◆対象

森林施策計画のある団地内の区長、山委員どちらか、または両人。

現在5団地取り組んでいます
が、新規に取り組みを検討され

◆主な改正点（継続事業）（※）

	改正後	改正前
実施期間	平成14年度～平成23年度まで (5年間延長)	平成14年度～平成18年度まで
対象事業	・施業実施区域の明確化 ・歩道の整備 など	・森林の現況調査 ・施業実施区域の明確化 ・歩道の整備 など
交付金単価	5,000円/ha	10,000円/ha
対象森林	森林施策計画の対象森林	森林施策計画の対象森林
積算基礎森林	45年生以下の人工林など	原則35年生以下の人工林など

（※）森林情報の収集活動に対する交付金（15,000円/ha）が新設されましたが、大山町では該当する地域はありません。

る集落の区長、山委員、個人的に興味のある方はご参加ください。

◆問い合わせ先

農林水産課

☎0859・54・5205

大山支所ふるさと振興課

☎0859・53・3186

中山支所ふるさと振興課

☎0858・58・6116

鳥取式作業道

鳥取式作業道で低コスト林業を推進しましょう。

◆鳥取式作業道の意義

木材価格が低迷する中、間伐などの森林管理を行いながら、将来にわたって儲かる林業を実現するためには、森林施業の団地化と高密度路網化によって伐採・搬出コストを削減することが必要であり、そのための有効な手法が低コストで崩れにくい「鳥取式作業道」です。

◆鳥取式作業道の特徴

・作業道開設のノウハウを修得した「鳥取式作業道開設士」が開設します。

・自然の地形にに応じて、安全な

手法を選択しながら施工を行っています。

◆作業道の整備に係る支援策

・鳥取式作業道の整備には、次のような助成制度があります。

区分	利用区域面積	施業条件	補助率
通常タイプ	5ha以上	事業終了後1年以内に概ね1ha以上の間伐などの施業を実施	8/10
地域タイプ	概ね2ha以上	事業終了後1年以内に概ね1ha以上の間伐などの施業を実施	8/10
単県タイプ	概ね2ha以上 (森林所有者が実施主体の場合は、0.1ha以上)	事業終了後1年以内に概ね1ha以上の間伐などの施業を実施 (森林所有者が実施主体の場合は、0.1ha以上)	8/10

◆問い合わせ先

西部総合事務所

農林局林業振興課

☎0859・31・9680

または上記の役場農林水産課、各支所ふるさと振興課まで

無料相談

調停相談会

米子地区調停協会では、次の日程で民事・家事調停委員による無料調停相談を開催します。お金や土地・建物のトラブル、あるいは夫婦間の問題や、遺産相続などのもめごとについて相談に応じます。

◆日時

9月26日（水） 10時～15時

■場所 米子市公会堂

■問い合わせ先

鳥取地方裁判所米子支部

☎0859・22・2205

法律相談

鳥取県弁護士会による無料法律相談です。

◆日時

10月3日（水） 10時～15時

◆場所

鳥取地方・家庭裁判所米子支部

部

◆定員

25人程度（当日受付順）